



第100回 定時株主総会 議案・事業報告等

開催日時 2024年6月26日（水曜日）
午前10時

議決権行使期限
2024年6月25日（火曜日）午後5時30分

開催場所 ATCホール
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

■ 経営理念 Purpose & Values

■ 存在意義 Purpose

「あたりまえ」を守り、創る
Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society

■ 大切にしている価値観 Values

公正 × 誠実 × 共感 × 挑戦
Fairness × Integrity × Inclusion × Innovation

私たちは、安全を守り抜くことを前提に、「公正」「誠実」「共感」「挑戦」を大切に行動します

With dedication to safety and security, we will act upon the values of Fairness, Integrity, Inclusion and Innovation

目次

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 定款の一部変更の件	4
第3号議案 取締役13名選任の件	5
第4号議案から第21号議案まで 株主からのご提案	25
事業報告	39
連結計算書類	69
監査報告書	71

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトおよび下記「株主総会資料 掲載ウェブサイト」に掲載しており、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

- 事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所等」、「使用人の状況」、「主要な借入先」、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」および「取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 監査報告書の「会計監査人の監査報告書」

当社ウェブサイト <https://www.kepcoco.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9503/teiji/>



議案および参考事項

〈会社提案(第1号議案から第3号議案まで)〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に分配することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額22,327,682,750円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日(木曜日)

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、中期経営計画において、「サービスプロバイダーへの転換」を掲げ、お客さま起点でニーズに向き合い、多様なサービスやソリューションを提供しており、より一層充実を図るため、第2条（目的）を変更するものであります。

2. 変更の内容

第2条（目的）に「銀行代理業」「生命保険募集事業、損害保険代理業及び少額短期保険代理業」を追加いたしたいと存じます。














（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>（目 的） 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">【新 設】 【新 設】</p> <p><u>(11)</u>介護サービス事業 <u>(12)</u>鉄道及びバスによる運輸事業 <u>(13)</u>土木・建築に関する調査、設計、施工及び監理 <u>(14)</u>前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 <u>(15)</u>前各号に附帯関連する事業</p>	<p>（目 的） 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>(11)</u>銀行代理業 <u>(12)</u>生命保険募集事業、損害保険代理業及び少額短期保険代理業 <u>(13)</u>介護サービス事業 <u>(14)</u>鉄道及びバスによる運輸事業 <u>(15)</u>土木・建築に関する調査、設計、施工及び監理 <u>(16)</u>前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 <u>(17)</u>前各号に附帯関連する事業</p>

第3号議案 取締役13名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13
氏名														
	さかき げん さだ ゆき 榊 原定 征 再任 社外 独立	とも 友の ひろし 友野 宏 再任 社外 独立	たか まつ かず こ 高松 和子 再任 社外 独立	ない どう ふみ お 内藤 文雄 再任 社外 独立	ま なべ せい じ 真鍋 精志 再任 社外 独立	た なか もと こ 田中 素子 再任 社外 独立		その 園 きよし 園 潔 新任 社外 独立	や はぶ のり 代 矢萩 典代 新任 社外 独立	もり のぞむ 森 望 再任	あは ら き まこと 荒木 誠 再任	お がわ ひろし 小川 博志 新任	しま もと やす じ 島本 恭次 再任	にし ざわ のぶ ひろ 西澤 伸浩 再任
現在の地位・担当	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長	取締役 監査委員会委員長	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	取締役 監査委員会委員	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	取締役 監査委員会委員		-	-	取締役 代表執行役社長	取締役 代表執行役副社長	執行役常務	取締役 監査委員会委員 (常勤)	取締役 監査委員会委員 (常勤)
取締役在任年数 (本総会終結時)	4年	4年	4年	4年	1年	1年		-	-	3年	1年	-	3年	2年
重要な兼職数	4社	2社	0社	3社	2社	2社		4社	0社	1社	0社	0社	1社	0社
経営経験	✿	✿	✿		✿			✿		✿	✿		✿	
特に期待する 知見・能力	法務・ガバナンス	✿	✿		✿	✿		✿			✿	✿	✿	✿
	財務・会計				✿	✿		✿						✿
	環境・エネルギー	✿	✿	✿						✿		✿	✿	
	テクノロジー・イノベーション	✿	✿							✿	✿		✿	
	顧客・社会エンゲージメント			✿		✿		✿	✿	✿	✿			
	グローバルビジネス	✿	✿	✿				✿						
	人財開発		✿	✿		✿	✿		✿	✿		✿		
就任予定	指名委員会	◎ (委員長)		○		○		○						
	報酬委員会	○		◎ (委員長)		○			○					
	監査委員会		◎ (委員長)		○			○					○	○

スキル・マトリックス作成の考え方

当社は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」を最上位概念として、お客さまや社会にとつての「『あたりまえ』を守り、創る Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society」という存在意義のもと、安全を守り抜くことを大前提に「公正 Fairness」「誠実 Integrity」「共感 Inclusion」「挑戦 Innovation」という価値観を大切にして事業活動を行い、持続可能な社会を実現することを掲げており、「コンプライアンス」や「サステナビリティ」については、取締役全員が備えるべき視点・姿勢と位置付けています。

この理念のもと、中期経営計画の達成に向けて、特に重要となる10個のマテリアリティを特定しております。これらマテリアリティの解決・達成に向けて、経営の監督機能を適切に発揮するため、経営経験者には、経営戦略の策定やリスクマネジメント、組織運営など、総合的な知見の発揮を期待するとともに、取締役会全体として備えるべき専門的な知見・能力を下記のとおり特定いたしました。

法務・ガバナンス	公正な事業活動、持続的な企業価値向上に向けて、法令遵守状況や、コーポレートガバナンス・内部統制・リスク管理の体制構築・運用状況を監督できる知見・能力が重要であるため
財務・会計	正確な財務報告や財務健全性の維持、企業価値の向上に向けた成長投資の推進、財務戦略や資本政策等を監督できる知見・能力が重要であるため
環境・エネルギー	エネルギーをはじめとするグループ各事業において、社会情勢や政策動向等を踏まえながら、ゼロカーボンへの挑戦をはじめとする環境負荷の少ない事業推進を監督できる知見・能力が重要であるため
テクノロジー・イノベーション	当社の事業基盤を支え、新たな価値を提供していくためには、最新の技術動向を踏まえ、DX・イノベーション推進等を監督できる知見・能力が重要であるため
顧客・社会エンゲージメント	多様なステークホルダーから信頼され、共に成長・発展していくためには、広報、コミュニケーション、マーケティング、地域共生等に関する取組みを監督できる知見・能力が重要であるため
グローバルビジネス	異なる文化・商慣習に即した海外事業の展開や収益性向上、ビジネスパートナーとの良好な関係構築等を監督できる知見・能力が重要であるため
人財開発	従業員一人ひとりが、意欲や能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍するためには、人財育成やDE&I推進、人事制度等の人財基盤の強化の取組みを監督できる知見・能力が重要であるため

取締役会の構成に関する考え方

当社は、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築するため、取締役の員数の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長および指名・報酬・監査委員会の委員長を独立社外取締役といたします。

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性と適正な規模の両立を図り、様々な分野の経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により、全体としてバランスのとれた構成といたします。

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

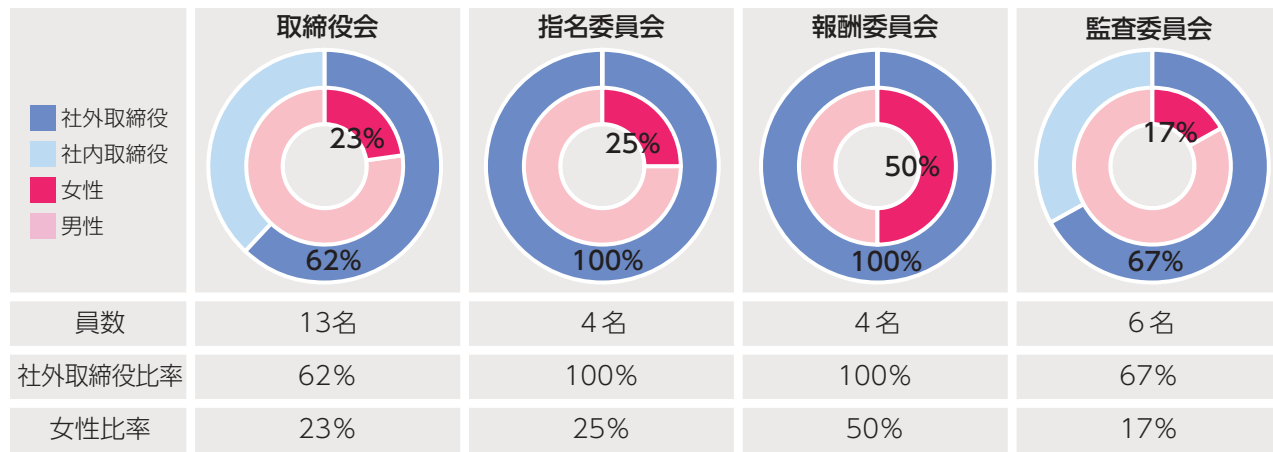
当社取締役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」のもと、その全員が、コンプライアンスはもとより、サステナビリティの観点を重視し、自らの職務を執行することができる人物である必要があります。

そのうえで、取締役候補者の指名については、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。その際、十分な経営経験を有するものを一定数選任することとしております。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担う観点から、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が策定した独立性基準に照らして、独立性を有していることも確認いたします。

取締役会および委員会の構成

本議案可決後の取締役会および委員会の構成は、次のとおりであります。



社外取締役の独立性基準

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断いたします。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 （1）上記1～3までに掲げる者 （2）現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者

候補者番号

1

さかきばら さだゆき

榎原 定征

(生年月日) 1943年3月22日

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員長候補者

報酬委員会委員候補者

再任

当社株式の所有数 12,400株
当社との特別の利害関係 なし

■略歴、地位および担当

2002年6月 東レ株式会社 代表取締役社長
 2010年6月 同社 代表取締役会長
 2014年6月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長
 2014年6月 東レ株式会社 取締役会長
 2015年6月 同社 相談役最高顧問
 2017年6月 同社 相談役
 2018年5月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長 (現在に至る)
 2018年6月 東レ株式会社 特別顧問 (2019年6月 退任)
 2020年6月 当社 取締役会長 [指名委員会委員長・報酬委員会委員]
 (現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会
100% (15/15回)
- ・指名委員会
100% (10/10回)
- ・報酬委員会
100% (6/6回)

取締役在任年数

4年 ※本総会最終時

■重要な兼職の状況

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・株式会社産業革新投資機構 社外取締役 取締役会議長
- ・一般社団法人日本野球機構 会長

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、当社の経営全般に対する適切な監督と有益な助言をいただいております。

特に、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等および独占禁止法違反への対応に当たり、取締役会長および取締役会議長として、組織風土改革や内部統制の抜本的強化をはじめとする各種再発防止の取組みの進捗状況について、取締役会の特別監督対象に設定し、自らも厳正な意見・指導を行うなど、取締役会の監督機能の発揮に尽力いただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性ならびに組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みに対する監督・指導状況を踏まえ、外部の客観的な視点から、引き続き、取締役会のさらなる監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮いただく必要があることから、社外取締役候補者とするものであります。

※榎原氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

2

とも の ひろし
友野 宏

(生年月日) 1945年7月13日

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者

監査委員会委員長候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2005年6月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長
2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO
2014年4月 同社 代表取締役副会長
2015年4月 同社 取締役相談役
2015年6月 同社 相談役
2019年4月 日本製鉄株式会社 相談役 (社名変更)
2020年6月 同社 社友 (現在に至る)
2020年6月 当社 社外取締役【監査委員会委員長】 (現在に至る)

会議出席率

・取締役会
93% (14/15回)
・監査委員会
93% (13/14回)

取締役在任年数

4年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・住友化学株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※友野氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

3

たかまつ かず こ
高松 和子

(生年月日) 1951年8月27日

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員長候補者

再任

当社株式の所有数 なし
当社との特別の利害関係 なし

■略歴、地位および担当

2003年4月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社
代表取締役

2008年10月 ソニー株式会社 VP 環境推進センター長 (2012年3月 退職)

2013年4月 公益財団法人21世紀職業財団 業務執行理事兼事務局長

2020年4月 同財団 業務執行理事 (2020年6月 退任)

2020年6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員]

2022年6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員長]
(現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会
100% (15/15回)
- ・指名委員会
100% (10/10回)
- ・報酬委員会
100% (6/6回)

取締役在任年数

4年 ※本総会最終時

●社外取締役候補者とした理由

公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社 (現・ソニーグループ株式会社) の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、2020年6月以降、社外取締役として、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※高松氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

4

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

1990年4月 神戸大学経営学部 助教授
1997年4月 同大学経営学部 教授
1999年4月 同大学大学院経営学研究科 教授
2006年4月 同大学 名誉教授 (現在に至る)
2006年4月 甲南大学経営学部 教授 (現在に至る)
2020年6月 当社 社外取締役 [監査委員会委員] (現在に至る)

会議出席率

・取締役会
100% (15/15回)
・監査委員会
100% (14/14回)

取締役在任年数

4年 ※本総会最終時

■重要な兼職の状況

- ・神戸大学 名誉教授
- ・甲南大学経営学部 教授
- ・江崎グリコ株式会社 社外監査役

●社外取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務およびコーポレート・ガバナンス等の分野における学識経験者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※内藤氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

5

ま な べ せい じ
真鍋 精志

(生年月日) 1953年10月21日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数 なし
当社との特別の利害関係 なし

■略歴、地位および担当

2012年 5月 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員
 2016年 6月 同社 取締役会長
 2021年 6月 同社 相談役（現在に至る）
 2023年 6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員]
 （現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (11/11回)
- ・指名委員会
100% (8/8回)
- ・報酬委員会
100% (3/3回)

取締役在任年数

1年 ※本総会最終時

■重要な兼職の状況

- ・西日本旅客鉄道株式会社 相談役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●社外取締役候補者とした理由

鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している西日本旅客鉄道株式会社において要職を歴任し、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、同社における財務部門や労務部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2023年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※真鍋氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

6

た な か も と こ

田中 素子

(生年月日) 1958年4月22日

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2019年7月 神戸地方検察庁 検事正 (2020年9月 退官)
2020年11月 弁護士登録 (現在に至る)
2023年6月 当社 社外取締役 [監査委員会委員] (現在に至る)

会議出席率

・取締役会
100% (11/11回)
・監査委員会
100% (11/11回)

取締役在任年数

1年 ※本総会最終時

■重要な兼職の状況

・片山・平泉法律事務所 客員弁護士
・株式会社京都フィナンシャルグループ 社外取締役 [監査等委員]

●社外取締役候補者とした理由

神戸地方検察庁検事正その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活動しており、法曹として経験豊富であり、また、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営監督の経験もあり、2023年6月以降、社外取締役として、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

田中氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※田中氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

7

その

園

きよし

潔

(生年月日) 1953年4月18日

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

監査委員会委員候補者

新任

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係なし
なし

■略歴、地位および担当

- 2014年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長
 2014年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長
 2015年6月 同社 取締役代表執行役会長
 2017年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長執行役員
 2018年4月 株式会社三菱UFJ銀行 取締役副会長執行役員（行名変更）
 2019年4月 同行 取締役会長
 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役執行役常務
 2019年6月 同社 常務執行役員（2021年4月 退任）
 2021年4月 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問（現在に至る）

■重要な兼職の状況

- ・株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
- ・讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役
- ・損害保険ジャパン株式会社 社外取締役【監査等委員】
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、同グループにおける営業部門やコンプライアンス部門、監査部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

8

やはぎのりよ
矢萩 典代

(生年月日) 1959年12月18日

社外取締役候補者

新任

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2018年4月 丸紅株式会社 市場業務部 部長補佐 (2020年3月 退職)
2020年4月 兵庫県三田市 広報・交流政策監 (2023年3月 退職)
2023年3月 一般社団法人万博サクヤヒメ会議 理事 (現在に至る)

●社外取締役候補者とした理由

総合商社における経験を経て、兵庫県三田市広報・交流政策監を務めるなど、地域との共生、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの経験・識見が豊富であり、現在は、一般社団法人万博サクヤヒメ会議の理事として、女性活躍推進や大阪・関西の魅力発信などに積極的に取り組んでおり、幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

矢萩氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的かつ多様な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけると期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

9

もり のぞむ

森 望

(生年月日) 1962年6月6日

再任

当社株式の所有数 6,150株
当社との特別の利害関係 なし

■略歴、地位および担当

1988年4月 当社入社
 2018年6月 当社 執行役員電力需給・取引推進室長
 2019年7月 当社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、
 需給企画・電力取引部門統括
 2019年10月 当社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、
 地域エネルギー本部長
 2020年6月 当社 執行役員常務
 2021年6月 当社 取締役代表執行役員副社長
 2022年6月 当社 取締役代表執行役社長（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
 100% (15/15回)

■重要な兼職の状況

・日本原子力発電株式会社 取締役

●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2021年6月以降、取締役代表執行役員副社長として、当社グループの経営を担い、2022年6月以降、取締役代表執行役社長として、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」に掲げた取組みをグループ一丸となって進める等、経営全般においてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

また、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等および独占禁止法違反への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、自ら先頭に立って、組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みに力を尽くしております。

これらの重要な経営課題に関する議論をリードし、適切な経営監督を行うことで取締役会の実効性向上に貢献しており、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

あ ら き

荒木

ま こ と

誠

(生年月日) 1963年2月15日

再任

当社株式の所有数 9,100株

当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1987年4月 当社入社
2016年6月 当社 執行役員 I T戦略室長
2017年6月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オプティコム 代表取締役副社長執行役員
2018年6月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オプティコム 代表取締役社長
2019年4月 当社 執行役員
株式会社オプテージ 代表取締役社長 (社名変更)
(2021年6月 退任)
2021年6月 当社 執行役常務
2023年6月 当社 取締役代表執行役副社長 (現在に至る)
[現在の担当]
コーポレート業務全般、組織風土改革室担当、
I T戦略室担当、経営監査室担当

会議出席率

・取締役会
100% (11/11回)

●取締役候補者とした理由

主に I T 部門における豊富な業務経験、子会社社長を務めた経験を有し、2021年6月に執行役常務に就任以降、コンプライアンス推進室担当、経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T 戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。

また、業務改善計画を踏まえた組織風土改革や、I T ガバナンスの強化、内部監査機能の強化等の内部統制の抜本的強化に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

お が わ ひ ろ し

小川 博志

(生年月日) 1965年7月4日

新任

当社株式の所有数 1,516株
当社との特別の利害関係 なし

■略歴、地位および担当

1988年4月 当社入社
2020年6月 当社 執行役員エネルギー・環境企画室長
2022年6月 当社 執行役常務（現在に至る）
〔現在の担当〕
エネルギー・環境企画室担当、
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、立地室担当

●取締役候補者とした理由

人事部門や企画部門に加え、事業者の立場から電力市場の制度設計に深く関わる等、エネルギー事業に関する豊富な業務経験を有し、2022年6月に執行役常務に就任以降、エネルギー・環境企画室担当、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）等を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。

また、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」や電源ポートフォリオ等の中長期的な戦略立案・実行においても主導的な役割を果たしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

しまもと やす じ

島本 恭次

(生年月日) 1958年9月8日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 21,302株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

- 1983年4月 当社入社
- 2014年6月 当社 執行役員火力事業本部副事業本部長、
火力運営部門統括、原子力事業本部副事業本部長
- 2016年6月 当社 常務執行役員火力事業本部長
- 2017年6月 当社 取締役常務執行役員
- 2020年6月 当社 執行役常務
- 2021年6月 当社 取締役 [監査委員会委員] (現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会
100% (15/15回)
- ・監査委員会
100% (14/14回)

■重要な兼職の状況

- ・関西電力送配電株式会社 監査役

●取締役候補者とした理由

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月に常務執行役員に就任以降、火力事業本部長、研究開発室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。2021年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

にしざわ のぶひろ

西澤 伸浩

(生年月日) 1959年8月2日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 32,000株
当社との特別の利害関係 なし

■略歴、地位および担当

1982年4月 当社入社
 2016年6月 当社 執行役員経理室長
 2019年6月 当社 常務執行役員調達本部長、
 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当
 2020年6月 当社 執行役常務
 2022年6月 当社 取締役代表執行役副社長
 2023年6月 当社 取締役【監査委員会委員】（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (15/15回)
- ・監査委員会
100% (11/11回)

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2019年6月に常務執行役員に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に、2022年6月には取締役代表執行役副社長に就任し、当社グループの経営を担っております。2023年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

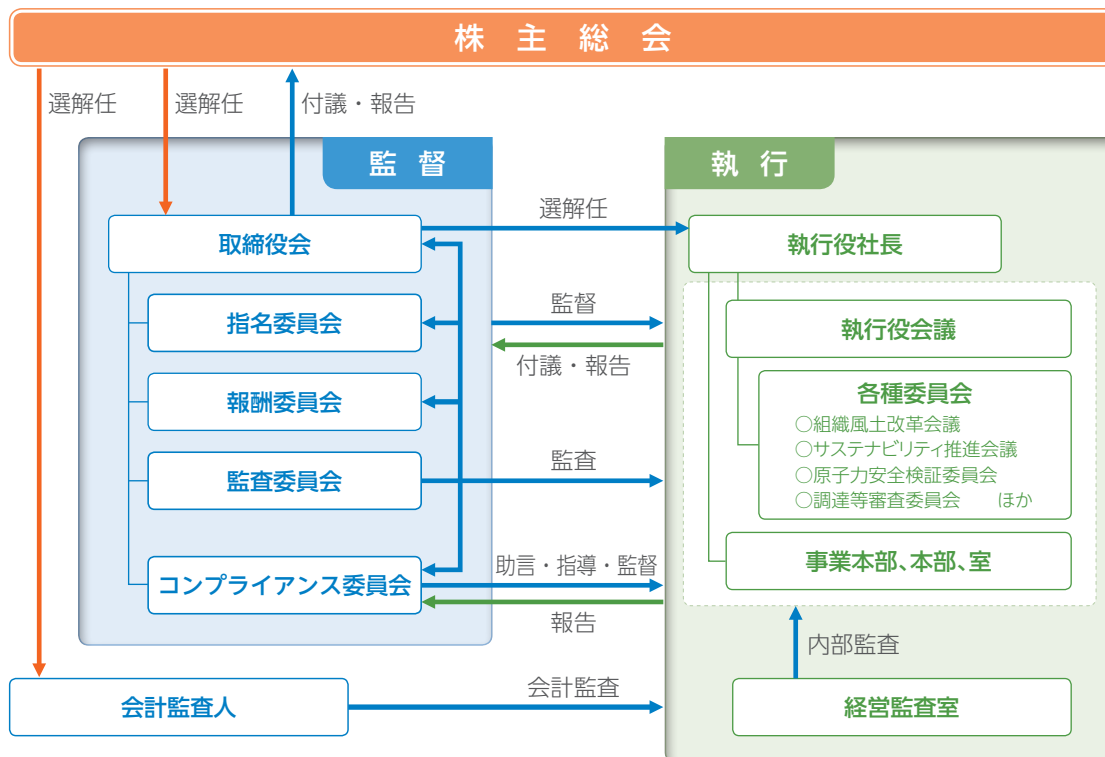
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 社外取締役候補者が現在業務執行者である、または過去に業務執行者であった法人の中には、当社との間に電力供給の取引がある法人が含まれますが、その年間取引額は、いずれも当社の連結売上高の1%未満であります。
3. 友野宏氏は、当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外取締役であります。
4. 森望氏は、2024年5月27日付で、公益社団法人関西経済連合会の副会長に就任する予定であります。
5. 当社の社外取締役である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志および田中素子の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からコンプライアンスの徹底やガバナンス強化の視点に立った提言を行うとともに、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、組織風土改革や内部統制強化などの一連の改革の達成状況について、取締役会の特別監督として、外部の客観的な視点から徹底的に議論・検証し、各種施策のさらなる実効性向上に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ①新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について
2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明し、2023年5月に業務改善計画を経済産業省に提出しております。
- ②特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について
当社は、2023年3月、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定され、2023年8月に業務改善計画を経済産業省に提出しております。
※①②に対する当社の対応状況については、49頁および50頁に記載の「(ご参考) 業務改善計画の進捗状況について」をご参照ください。
6. 榊原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿が含まれていることが判明し、同社は自主回収を行いました。同氏は、平素より法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
- 園潔氏が損害保険ジャパン株式会社の社外監査役として在任中に、独占禁止法に抵触すると考えられる行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為に係る事案のほか、中古車販売会社による自動車保険金不正請求に係る損害保険ジャパン株式会社による不適切な対応事案が発生しました。同氏は、平素よりコンプライアンス問題に関する取組みについて、提言を適宜行うとともに、これらの事案の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
7. 当社は、社外取締役候補者である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志および田中素子の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において園潔および矢萩典代の両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役候補者である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志、田中素子、森望、荒木誠、小川博志、島本恭次および西澤伸浩の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失については、補償の対象外としております。本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において園潔および矢萩典代の両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。各取締役候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役員会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。



取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (5) 取締役会および各委員会の活動状況 および (6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果」に記載しております。

〈株主(26名)からのご提案(第4号議案から第9号議案まで)〉

第4号議案から第9号議案までは、株主(26名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(26名)の議決権の数は、464個であります。

第4号議案 定款一部変更の件 原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等)

第40条 本会社の社会的責任を果たすため、本会社は原子力発電事業から撤退し、将来世代の負担を最小化できるよう、廃炉、廃棄物の管理・保管・処分等に取り組む。

▼提案の理由

原発は、発電原価が上がり続けている上、事故時の社会的損害を考慮すれば、そのコストの上限の推定は困難である。そのため、CO₂排出削減策としても、費用対効果に劣っている。

また、高レベル放射性廃棄物の処分に関して、300名以上の地学者による声明「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」(2023年10月)では、「10万年間にわたる地殻の変動による岩盤の脆弱性や深部地下水の状況を予測し、地震の影響を受けない安定した場所を具体的に選定することは、現状では不可能」としている。

一方、当社は、SMR(小型モジュール炉)等を開発するとしているが、小型化により熱効率・発電効率は低下し、発電原価の上昇につながる。また、プルトニウム蓄積問題は解決しない上、発電量あたりの放射性廃棄物発生量は増える。

世代間の不均衡を減らし、社会と共存できる持続可能な事業運営を図るため、本議案を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの積極的な取組み等を通じて、S+3E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

また、廃炉を決定したプラントについては、原子力規制委員会の認可を受けた廃止措置実施計画に基づき、安全を最優先に取り組んでまいります。

使用済燃料の再処理工程から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。2017年7月に科学的特性マップが公表されて以降、全国で対話活動が行われ、一部地域では文献調査が進められております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と連携してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件 事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化)

第41条 本会社の社会的責任を果たすため、気候変動に関わる科学的知見、国際合意および歴史的排出責任を踏まえ、本会社の事業およびサプライ・チェーンにわたる脱炭素化を計画的に進める。投資・出資においても、計画段階から気候変動との関連を優先する。

▼提案の理由

地球沸騰化と言われる程、気候変動が深刻化している。COP28では化石燃料からの脱却が合意された。パリ協定の目標達成には、日本は2030年に2013年比65-74%の削減が必要とされる（Climate Action Tracker、2023年11月）が、その余地は失われつつある。

当社は「ゼロカーボンロードマップ」を策定しているが、2030年における排出量、排出係数の目標について具体的に示していない。CO₂排出係数・大気汚染リスクが大きいため早急な廃止が求められる石炭火力発電については触れてさえない。また、実現性・有効性が疑わしい、火力発電における水素・アンモニアの利用、炭素回収利用貯留技術の開発を含んでいる。

気候変動は、集中豪雨、大型台風等による被害の拡大に加えて、電力インフラへのリスク、対策コストの上昇により社会・将来世代に損失をもたらし、企業価値の毀損、株主の損失にもつながる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。本年4月にはロードマップを改定し、当社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量（Scope 1, 2）について、2030年度時点で70%削減（2013年度比）し、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量（Scope 1, 2, 3）について、2030年度時点で50%削減（2013年度比）する目標を新たに掲げたところであり、引き続き計画的に脱炭素化の取組みを進めてまいります。

なお、ロードマップで掲げた投資をはじめ、各セグメントの成長につながる投資については、気候変動への対応の観点のみならず、収益性等を総合的に判断し、実施してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件 情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり)

第42条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善する仕組みをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社のカルテル主導、顧客情報の不正閲覧など不祥事による不信を解消するため

にも、日常の対話、情報開示が重要である。当社の「統合報告書2023」では、マテリアリティ（重要課題）の中に「ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの深化」を掲げているが、具体的な対話件数や目標、実施状況は示されていない。更なる情報の開示や納得のできる説明が求められる。

例えば、最高意思決定機関である株主総会で役員への答弁へ再質問が出来ず対話が深まらない。また、文書質問に答えてない、あるいは質問の趣旨を踏まえない不誠実な答弁がされる傾向が見られる。

過去の総会において、役員は、市民との直接対話を積極的に進める旨の答弁をしているが、その実態は大いに疑わしい。

市民・株主はまず対話の実現を求めている。そのため、利害関係者の関心・意見を把握して対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、適正な情報開示および対話を重要と考えており、「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を定め、記者発表等を通じた積極的な情報発信や、ホームページ・SNS等を通じた社会のみならずとのコミュニケーションにより、社会に対する説明責任を誠実に果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めております。なお、株主総会の運営については、法令・定款の定めに従い、適法かつ適切に実施しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件 頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承)

第43条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

設備を支えるのは人であるが、2001年に導入された成果型賃金制度は、従業員の評価を正当に行えておらず、その恣意的な運用の弊害が現れてきている。それは、従業員のやりがい・モチベーション低下を引き起こしている。結果として当社の遵法意識の低下を招き、一連の不正に対して「業務改善命令」を数回受けている。

また「カイゼン」の理念に反した不合理なコスト削減・外注化で、技術の継承が困難になっている。一方、全体的な工事量の削減が、協力会社の工事力を低下させ、災害対応や突発的な工事への敏速な対応を困難にしている。

誤った合理化が職場の繁忙感をより高めており、特に安全が最優先される原子力職場での人員不足は危機的状況といわれている。さらに精神疾患の件数は減らず、高齢者、障害者にも差別的待遇が残っている。この状況を改善しなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、安全の確保を前提としたレジリエントな事業基盤の強化、人材育成・確保の強化および技術・技能の継承・向上を重要と考えており、これまでも設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでまいりました。引き続き、高経年化設備の計画的な改修や、平時における関係者間の連携強化も含めた大規模自然災害への対応等、より強靱な設備・体制を構築するよう取組みを進めてまいります。

また、本年4月にアップデートした中期経営計画であらためてお示しているとおり、多様な人材の確保と一人ひとりが活躍できる組織づくり、心身の健康維持・増進の支援および働きがいのある環境の整備などの取組みを一層強化することとしております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件 職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消)

第44条 本会社の社会的責任を果たすため、本会社は「職場のジェンダー平等」実現を目指し、賃金や管理職における男女比など性差別解消およびLGBTなど性的少数者への差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。

▼提案の理由

当社も参加するSDGs（持続可能な開発目標）は「ジェンダー平等」について、「政治、経済、公共分野あらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保」などを目標としている。

当社でも、女性役職者比率を2030年に6.3%（2018年：2.1%）を目標にしてきたが、2022年度は3.2%である。4年で1.1%の増加では、目標達成は困難である。男性との格差が開示されていないことも問題である。

女性の昇格が遅い傾向があり、先の総会で選任された13名の取締役の内、女性は3名に留まっている。

また、男女格差だけでなく、LGBTを含む差別解消など、個人々への性の枠組みの押し付けを無くし、個性を尊重し、それぞれの潜在能力を開花させること。当社の取組と実態を開示することで、より多様な人材を確保することを通じて、企業価値を高めることにもなる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループダイバーシティ&インクルージョン推進方針」に基づき、事業活動に関わる誰もが安心して働き、能力を最大限発揮できる働き方の実現および職場風土の醸成を推進しており、評価や査定および役職登用等、あらゆる制度・仕組みにおいて、性別、年齢、国籍、障がい等の属性やライフスタイル、キャリアにかかわらず、機会を均等化しております。

特に、女性従業員のさらなる活躍という観点では、「2030年度末までに女性役職者比率および女性管理職比率を2018年度の3倍以上とする」という目標に向けて、積極的に役職登用を行っていることから、男女間の役職者比率や管理職比率、賃金差異は縮小していくものと考えております。

また、全従業員向けにLGBTQに関する基礎知識等を記載したサポートブックの配布や、社内外の相談窓口の設置、SOGIハラスメント防止に向けた各職場でのディスカッション等の実施を通じて、性自認や性的指向等にかかわらず、誰もが能力を最大限発揮できる働き方の実現と職場風土の醸成に取り組んでおります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件 議事録の正確な記載、一般への開示

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

(議事録の正確な記載、一般への開示)

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

総会において株主が発言した内容を議事録で確認できることは、議論を進展させる上での基本的な条件である。株主が総会で発言した内容が、正しく確認できることも重要である。ところが現在、作成されている議事録は役員の答弁については詳細に記載しているが、質問者の発言は具体的に記載されていないため、質問者の意図に対して正しく答えたのかどうか分からない。また、過去に、放射線量計増設の株主提案に対して、前向きに検討したいとの答弁が、議事録では違った表現となっているなど不正確な記載もある。したがって議事録の正確な作成と開示を求めるものである。

また、開示の方法についても、現在は株主が議事録を入手するためには、煩雑な株主権行使の手続きを要する。そして、株主でない顧客や市民には入手することができない。総会内容は株主以外に広く開示する必要がある。これは、株主以外の顧客や市民の信頼を得ることにもつながるものである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

《株主(92名)からのご提案(第10号議案から第18号議案まで)》

第10号議案から第18号議案までは、株主(92名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(92名)の議決権の数は、823個であります。

第10号議案 取締役解任の件 取締役 榊原 定征

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。
取締役 榊原 定征

▼提案の理由

金品不正事件が発覚後法令順守を徹底するため、社外取締役が強い監督権限を持つ「指名委員会等設置会社」に移行し、会長として榊原氏を迎えた。

2020年秋、外部からの通報で電力カルテルの恐れが指摘され、社内調査の結果10月に公正取引委員会へ課徴金減免申請をした。当時の森本副社長、彌園副社長らによるカルテルへの関与が明らかになった後も主導した両名の続投を認めた。

2022年の株主総会で森本社長の退任理由は「経営の若返り」とされ、カルテル問題には触れなかった。記者会見で榊原氏は森本氏を「コンプライアンスに取り組み、信頼回復に全力を尽くした」と評価した。

執行側を監督すべき社外取締役として、取締役会を無視し執行側の独断で進めたカルテルには厳しい対応が必要だった。不正の再発を防ぐには責任の所在を明らかにし厳正に処分すべきだ。法令順守を掲げるなら、執行側の独断が判明した時点で毅然とした対応が必要だった。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社経営の監督を行うにふさわしい人材であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、豊富な経営経験に基づき、取締役会長および取締役会議長として、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行っております。また、独占禁止法違反等への対応に当たっては、組織風土改革や内部統制の抜本的強化をはじめとする再発防止の取組みに対して厳正かつ適切な監督・指導を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第11号議案 取締役解任の件 取締役 森 望

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。
取締役 森 望

▼提案の理由

当社は、福井県内の美浜、高浜、大飯の3原発の敷地内に使用済核燃料の乾式貯蔵施設を作る手続きを進めている。乾式貯蔵に移すことにより空いたプールには使用済核燃料を追加せず、全体の貯蔵容量は増やさないと説明しているが、それが本当なら3原発は3年から4年程度で貯蔵が満杯になり原発は停止せざるを得ない。

乾式貯蔵施設は満杯になる前に完成できるよう建屋を作らない簡易方式が採用されており、貯蔵容量を増やすことが目的であることは明らかだ。これは、これまで福井県外に中間貯蔵施設を作って搬出するとしてきた、これまでの福井県との約束を破り、方針を180度転換するものになる。「全体の貯蔵容量は増やさない」などとウソの説明を繰り返し、福井県民を愚弄している責任は大きく、社長は解任に値する。

「全体の貯蔵容量は増やさない」がウソでないというのなら、今株主総会で満杯停止を回避するためにどうするのか明言してみればいい。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社経営の監督を行うにふさわしい人材であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、「関西電力グループ経営理念」のもと、中期経営計画に掲げた取組みを先頭に立って進めるとともに、適切な経営監督を行っております。

また、昨年10月に策定した「使用済燃料対策ロードマップ」に基づき、中間貯蔵施設へのより円滑な搬出のため発電所構内に乾式貯蔵施設を設置することとし、まずは、高浜発電所について原子炉設置変更許可申請を行うなど、ロードマップの確実な履行に向け、全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第12号議案 取締役解任の件 取締役 田中 素子

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 田中 素子

▼提案の理由

当社は金品授受問題の露見以降も、トップ主導のカルテルや個人情報の脱法閲覧に対しても業務改善命令を受けた。当社はその都度、刷新本部設置、規定の整備、委員会新設、研修の実施などの対応を重ね、経営層を刷新してきたが、企業体質に変化は見られない。

株主からカルテル問題に関与した現旧役員に対し、責任追及の訴えを求められても、関係役員の報酬カットのみの処分、2023年7月28日、会社としては提訴しないことを決定した。カルテルで与えた損害に対し、当社の問題の受け止めはこんなにも軽い。8月10日に提出された電気事業法にかかる業務改善計画も、これまでの対応の上塗りをもっと重ねたにすぎない。検察OBを役員に据え、検察の訴追をかわす脱法指南と検察の忖度を期待する経営はもう終わりにするべきだ。

当社が変わるためには検察OBとの関係を断つ事を社内外に示すしかない。検察OBの取締役解任を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社経営の監督を行うにふさわしい人材であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、法曹や経営監督などの豊富な経験に基づき、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うとともに、監査委員会の委員として、取締役および執行役の職務執行の監督を的確に遂行しております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第13号議案 定款一部変更の件 社外取締役、執行役の報酬個別開示**▼提案の内容**

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 社外取締役、執行役の報酬個別開示等

第45条 社外取締役、執行役の報酬を個別開示する。

第46条 執行役の業績を個別に開示する。

▼提案の理由

不正続きの当社は2020年、ガバナンス体制の構築に向け指名委員会等設置会社に移行した。社外取締役が経営を監督することで、コンプライアンスの強化を図ったはずだが、顧客情報不正閲覧、資格の不正取得、独禁法違反の調査は続いた。

当社は経産省から業務改善命令を3回受け、5月に不正閲覧に対し、8月にカルテルに対し業務改善計画を提出した。計画の内容は、どちらも「二度とこのような事態を起こさないよう」「コンプライアンス意識の定着」「社員との対話」「内部通報の強化」が挙げられている。これらの文言は2004年の美浜3号機の二次系細管破断事故から繰り返し使われてきた。未だに達成されていない証拠である。他電力からは「また関電さん」の声も聞こえた。

カルテルを取締役に諮らず執行側だけで決めたことを見ても体質は変わっていないのが明らかだ。責任を持って役職を果たすよう、社外取締役と執行役の報酬個別開示を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、取締役および執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額および報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。加えて、透明性を高める観点から、社内取締役については、個別の報酬額を自主的に開示することとしております。なお、社外取締役および執行役については、忠実にその職務を遂行しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第14号議案 定款一部変更の件 原子力発電に頼らないゼロカーボンの実現**▼提案の内容**

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 脱原発ゼロカーボン

第47条 当社は原子力発電を稼働せずにゼロカーボンを実現する。

▼提案の理由

能登半島地震により当社の石川県珠洲原発予定地だった海岸では数メートルの隆起が起き、建設予定地だった高屋町は、ほぼすべての家が被害を受け、陸路も海路も閉ざされて孤立状態に陥った。珠洲原発の建設を阻止した地元の市民運動により当社は多大な損失を被らず救われた。当社は7基もの原発を福井県で抱えている。能登半島地震は最後の警告だ。地震の揺れや地盤の隆起などが、いつ福井県を襲うかわからない。直ちに取締役は国に要請し、速やかに廃炉を可能にする仕組みを構築し、廃炉へと進む経営判断を行うべきである。「再稼働の投資をしまった」は理由にならない。IEA（国際エネルギー機関）などの分析でも、原発のランニングコストは年々上昇している。原発は経済的に不利に、再生可能エネルギーは有利にトレンドが進んでいる。取締役は株主に多大な損失が発生しない経営プランを作成し、早急に美浜、大飯、高浜原発の廃炉へと進むべきだ。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

そのためには、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの積極的な取組み等を通じて、S+3E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第15号議案 定款一部変更の件 再処理の禁止

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 再処理を禁止する

第48条 当社はプルトニウムを取り出し、危険でコストもかかる再処理は行わない。

▼提案の理由

六ヶ所再処理工場は1993年に着工、当初は1997年完成予定だったが、30年以上経過した今も完成せず、27回目の完工延期となるのは必至だ。その間に総事業費は14兆7千億円にまでふくらんだ。

燃料プールには全国から集められた使用済核燃料がすでに満杯になってきている。ガラス固化はうまく進まず、危険な高レベル廃液が約244m³貯蔵されている。

変動地形学の専門家は、下北半島の東方海域には、長大な大陸棚外縁断層があり、その分岐した断層のひとつが六ヶ所再処理工場の直下へ連続していると指摘している。六ヶ所再処理工場は最大700ガルに耐えられるよう設計されているが、この大陸棚外縁断層と直下の活断層が連動すると2000ガルの揺れが予想されている。

日本はプルトニウムをすでに45t以上持っている。余剰のプルトニウムを持たないという国際公約を果たすためにも、安全性、経済性、必要性のない再処理は即刻止めるべきだ。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルについては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、重要と考えており、国のエネルギー基本計画に基づき、引き続き推進してまいります。

再処理については、再処理工場およびプルサーマル炉等の稼働状況に応じて、必要な量だけ実施されるよう、使用済燃料再処理機構が計画を策定し、国の認可を受けることとなっております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第16号議案 定款一部変更の件 避難計画の実効性の担保がない原発の稼働禁止

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章 原発事故時の避難計画の実効性が担保されない限り原発は運転しない

第49条 当社と立地自治体とで原発事故を想定した避難訓練を、降雪期、夜間を含めて最低1年に3回実施すること。費用は当社が負担する。

第50条 避難訓練の結果を検証し、速やかに避難計画を改善すること。

第51条 立地自治体と、避難者受け入れ自治体と当社の三者が常時緊密に連絡を取り合い、避難時に必要な車両、施設、人員、医療体制などについて情報を共有しておくこと。

第52条 大規模な自然災害が発生したときは、立地自治体及び近隣自治体に原発の被災情報を迅速に提供すること。

▼提案の理由

今年元旦の能登地震は、改めて地震の恐ろしさ、避難の難しさを突きつけた。かつて当社がこの地に原発を建てようとした時、苦しい思いをしながら反対運動に身を捧げ、原発を退けた現地の方々には感謝しかない。もし原発が珠洲にあったらどれほど大きな災いとなっていただろう。

原発の安全確保は「深層防護」が基本だが、福島原発事故でその破綻が明らかになった。大事故が起きれば、正確なデータをもとに迅速に避難しなければならないが、今の避難計画は文字通り「机上の空論」で、現実的ではない。地震大国の我が国で「大地動乱の時代」と地震学者が警告するこの時期に、実効性のある避難計画なしに老朽原発を運転するのは愚かで危険なことだ。自然災害は激しさを増し、時を選んでくれない。減災の工夫はできても、大地震と原発事故が同時に起きれば、防災対策はまったく無力だ。一番の防災は原発事故の前に運転を停止することだというのは自明の理である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子力災害時の避難計画については、国、自治体、原子力事業者が相互に連携、協力し、国および自治体が、避難先、避難手段、避難経路の確保等、必要な対策を定めて情報を共有するとともに、それら避難計画に基づき住民避難訓練等を実施しているものと認識しております。

当社は、原子力発電所の被災状況に関する情報を提供していくほか、避難時における移動手段や放射線防護資機材の支援、自治体主催の訓練への要員の派遣等、国および自治体に対し必要な協力をを行い、災害時のさらなる対応能力の向上に取り組んでおります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第17号議案 定款一部変更の件 電気事業連合会の解散と新団体の設立

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第13章 電気事業業界団体の改革

第53条 電力の地域独占のもとで設立された旧弊の組織、電気事業連合会を解散し、新しい電気事業の業界団体を設立する。

第54条 新たに設立する業界団体の設立目的は自然エネルギーを中心に、脱原発、脱炭素をすすめる電力システム構築を進めるためとする。

第55条 新たに設立する業界団体は電気事業に関わるすべての企業に開放する。

第56条 新たに設立する業界団体は透明性を確保し、毎年、財務情報をホームページで公開する。

▼提案の理由

地域独占下で設立された電気事業連合会（電事連・1952年設立）は、電力自由化された今日、旧弊の組織となっている。電力自由化は市場全体を活性化させ、消費者の利益に繋げ、電力産業全体の成長を目指すものであった。ところが、地域独占下で温存された電事連は、電力の成長産業化を阻害する方向に働いている。一昨年の独占禁止法違反カルテル事案はそのことを象徴的に示している。脱炭素社会が至上命題とされ、自然エネルギーの重要性が高まっている今日、それに向けていかに事業システムを作っていくかが、業界全体の課題である。ところが電事連加盟各社は、原子力発電を偏重し、太陽光発電を遮断する出力制御を頻発させて、自然エネルギーによる発

電・電力システム構築を阻害している。カルテルを呼びかけた当社こそが、率先して、脱原発、脱炭素の新たな電力システム構築に向けて、すべての電気事業者と共に、新しい業界団体を作る責務がある。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

電気事業連合会の解散や新団体の設立は当社単独で実施できる事項ではないと考えております。

電気事業を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、電気事業連合会の目的である「電気事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済の発展と国民生活の向上に寄与すること」の重要性に変わりはなく、電力の安定供給や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた使命を果たす観点から、同会は引き続き必要と考えております。

なお、同会は、電気事業の健全な発達に対する懸念を生じさせないよう、独占禁止法をはじめとする法令等遵守のさらなる徹底に向けた取組みを進めております。

したがって、ご提案の内容を当社の定款に定めることは適当ではないと考えます。

第18号議案 定款一部変更の件 原子力損害賠償制度の見直しがない原発の稼働禁止

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第14章 原子力損害賠償制度改革委員会の設置

第57条 当社は不備のある現行の損害賠償制度を改革することを目的として、原子力損害賠償制度改革委員会を設置する。

第58条 当社は過酷事故が起きた時に、正しく機能する原子力損害賠償制度ができるまで原発を稼働しない。

▼提案の理由

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（支援機構）を通じて、東電の原発事故に対する損害賠償の一部を負担している。その負担金は、日々の電気料金に付加して、需要者に負担させている。しかし、東電の事故は当社の責任ではないから、東電の賠償金を当社の需要者に転嫁して負担させる謂れはない。

福島原発事故後40年にわたり、当社など他の電力会社から回収される負担金はすべて福島事故賠償のために使われる。もし当社の原発が過酷事故を起こし、支援機構が資金援助をしてくれたとしても、負担金の期間40年がもっと長くなるだけだ。

不十分な原子力損害賠償制度に頼るのは、安全な運転に対するモラルハザードを引き起こす懸念がある。東電にはすでにモラルハザードを疑われる事象も散見されている。

現行制度は不十分で見直しが必要だと、国の有識者会議でも指摘されている。正しく機能する制度ができるまで原発を稼働しないことを求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の枠組みは、原子力事業者による相互扶助や国の支援が可能となる仕組みであり、将来にわたって、原子力損害が発生した場合の原子力損害賠償の支払い等に対応すべく構築されたものであります。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力事業者から納付を受けた一般負担金を、原子力事業者への資金援助等の業務に要する費用に充てることになっているものと認識しております。

当社は、原子力発電の運転に当たっては、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めてまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第19号議案)〉

第19号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

第19号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現への貢献

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第59条 本会社は、ゼロカーボン社会の実現に貢献するため、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入及び新技術の開発を推進する。

2 原子力発電については、次の各号の要件をすべて満たせる見通しが立たない限り、必要最低限の稼働とし、新增設は行わない。

- (1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済燃料の最終処分方法の確立

▼提案の理由

ゼロカーボン社会の実現に向けて、革新的な新技術の開発を行いながら、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。

原発については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。さらには、使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらず、最終処分方法も確立されていない。現在も増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、原発の稼働や新增設を行い、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることなく、これらの課題を早急に解決すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン電源の開発やエネルギーソリューションを中心とした様々なサービスの開発・提供を通じて、エネルギーの安定供給と脱炭素化に貢献したいと考えております。そのために、再生可能エネルギーの主力電源化、確立した脱炭素技術である原子力の安全確保を大前提とした最大限活用、火力のゼロカーボン化に向けた脱炭素技術の開発・導入等の積極的な取組みを通じて、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全を多段的に確保する深層防護の観点から、対策の強化を実施するとともに、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めてまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

使用済燃料の再処理工程から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。2017年7月に科学的特性マップが公表されて以降、全国で対話活動が行われ、一部地域では文献調査が進められております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と連携してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第20号議案および第21号議案)〉

第20号議案および第21号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

第20号議案 定款一部変更の件 原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 持続可能な社会の実現への貢献

(原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築)

第60条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制の早期構築を目指す。

2 前項の規定による電力供給体制の実現に向け、多様な主体の自由・公正な競争により、再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー源の導入を促進するため、発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

3 第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、電力の安定供給のために必要な範囲で原子力発電所を運転する場合は、安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で行うものとする。

▼提案の理由

原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制を早期に構築していく必要があり、原発を脱炭素社会実現のための最善の選択肢と捉えることなく、再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー源の導入を促進し、電力の供給力向上や安定供給、電気料金の安定化を図ることが重要である。

そのため、発電部門もしくは送配電部門の所有分離により、中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、事業形態の革新に取り組み、自由・公正かつ競争的な市場環境の実現を図るべきである。

また、原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制が構築されるまでの間に既設原発を稼働する場合は、必要な範囲に留めるとともに、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で行うべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、エネルギーの安定供給と脱炭素化をあわせて進めることが重要であると考えております。そのためには、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの積極的な取組み等を通じて、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。当社としては、発電事業および送配電事業をはじめとする、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築し、引き続き、持続可能な電力供給体制の構築・維持に努めてまいります。

また、原子力発電所の運転に当たっては、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めており、今後も、原子力の重要性や安全性について広く社会のみなさまにご理解を賜わる活動に全力を尽くしてまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第21号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現)

第61条 本会社は、事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとするため、再生可能エネルギー

や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進する。

- 2 本社は、前項に掲げる事業を推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担い、社会のゼロカーボン化に貢献する。

▼提案の理由

高い公益性・公共性を有する電力会社として、経済・社会のゼロカーボン化や持続的発展に貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠である。

再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進するとともに、それを経営の根幹に据え、長期にわたり揺るぎなく取り組むとの決意を表明し、定款に位置づけるべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

そのために、再生可能エネルギーの主力電源化、確立した脱炭素技術である原子力の安全確保を大前提とした最大限活用、火力のゼロカーボン化、ゼロカーボン水素の活用等の積極的な取組みを通じて、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等ならびに特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反のコンプライアンスに関わる不適切な事案について、昨年5月および同年8月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めてまいりました。また、二つの不適切な事案に通底する課題への対応として内部統制の強化や組織風土の改革等に力を尽くしております。二度とこのような問題を起こさない、真にコンプライアンスを徹底できる企業へと再生できるよう、これからも引き続き真摯に取り組みでまいります。

当社グループを取り巻く事業環境に目を向けますと、国際情勢を受けた燃料市況の不安定化に加え、脱炭素化の潮流やデジタル化の急進により、先行き不透明な状況が続いております。こうした中において、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」の取組みを着実に進捗させ、長年取り組んできた原子力7基体制を実現するとともにコスト構造改革等による成果が表れてきております。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、販売電力料が増加したことなどから、売上高（営業収益）は4兆593億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を1,081億円上回り、4兆1,563億円となりました。

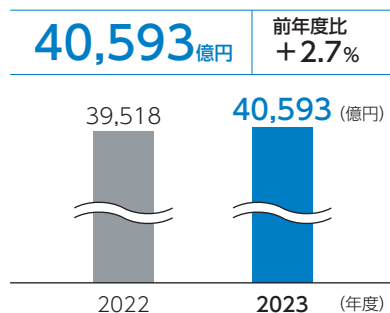
支出面では、原子力利用率の上昇や燃料価格の低下などにより火力燃料費や他社購入電力料が減少したことなどから、経常費用合計は3兆3,903億円と、前年度に比べて6,645億円の減少となりました。この結果、経常利益は7,659億円となりました。

また、和歌山発電所建設計画の中止を決定したことに伴い、1,264億円を特別損失に計上いたしました。

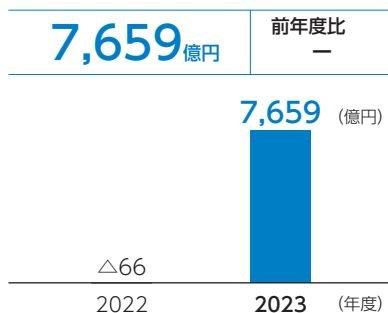
この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は4,418億円となりました。

当年度の期末配当については、株主還元方針のもと、1株当たり25円といたしたいと存じます。

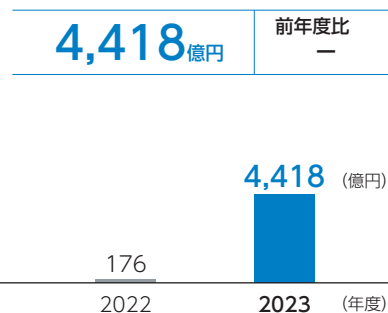
売上高（連結）



経常利益（連結）



親会社株主に帰属する 当期純利益（連結）

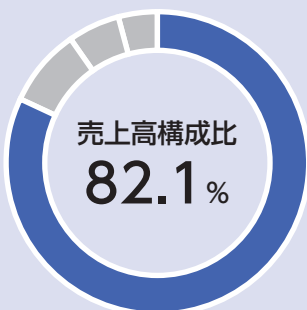


(事業別の状況)

エネルギー事業

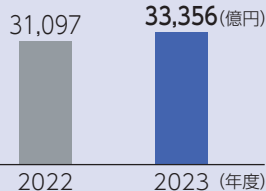


高浜発電所



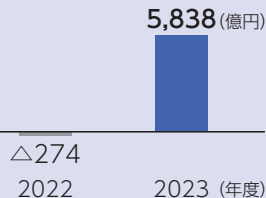
売上高 **33,356**億円

前年度比 +7.3%



経常利益 **5,838**億円

前年度比 -



業績

小売販売電力量は、需要数が増加したことなどから、1,172億kWhと前年度に比べて5.1%増加しました。その内訳を見ると、「電灯」については、314億kWhと前年度に比べて1.7%増加しました。また、「電力」については、858億kWhと前年度に比べて6.4%増加しました。

ガス販売量は、家庭用分野と法人用分野を合わせて168万トンとなり、前年度に比べて10.0%増加しました。

収入面では、販売電力料が増加したことなどから、売上高は3兆3,356億円と、前年度に比べて2,259億円の増収となりました。支出面では、原子力利用率の上昇や燃料価格の低下により火力燃料費が減少したことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は5,838億円と、前年度に比べて6,112億円の増益となりました。

当年度の取組み

原子力プラントについては、特定重大事故等対処施設を含む安全対策工事を完了し、昨年8月に高浜発電所1号機、同年10月に同2号機の本格運転を再開いたしました。これにより美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の全てのプラントが運転を行っており、7基体制を実現することができました。

当社の原子力プラントの高経年化対策については、法律に基づいた技術評価を実施し、安全性を確認したうえで運転を行っております。また、昨年6月に改正された原子炉等規制法において、高経年化の安全規制について見直しが行われましたが、これに対しても適切に対応してまいります。

今後とも、原子力プラントの安全・安定運転および安全性・信頼性の一層の向上に取り組んでまいります。

再生可能エネルギーの開発等については、国内において、KDS太陽光合同会社によるコーポレートPPA（電力購入契約）に活用する太陽光発電設備の開発を進め、昨年7月に1号機が営業運転を開始いたしました。また、水力発電事業では、黒部川第二発電所3号機の設備更新など最大出力増加に取り組みました。和歌山県沖での洋上風力発電事業や北海道古平町と余市町での陸上風力発電事業では、地域からの意見を踏まえつつ、環境保全に十分配慮しながら事業性を検討してまいりました。

国外においては、フィンランドのアラヤルヴィ陸上風力発電事業は昨年12月に商業運転を開始いたしました。また、スペインのビルバオ港沖での浮体式洋上風力実証プロジェクトおよびノルウェーのゴリアテヴィンド浮体式洋上風力発電実証事業へ参画するとともに、オドフェル・オーシャンウィンド社への出資参画にも取り組んでまいりました。

ご家庭のお客さまへのサービスについては、従来のオール電化住宅向けなどのメニューに加え、省エネ給湯機エコキュートのリース料金と一定量までの電気料金がセットになったサブスクリプション（定額）メニュー「はぴeセット」等の推進に加え、新たに蓄電池のリースと電気をセットにした「はぴeセットストレージ」の提供を発表いたしました。加えて、当社の電気とガスをセットにした「なっトクパック」の提案活動を展開し、年度末時点での関電ガスの契約件数は160万件となりました。

法人のお客さまへのサービスについては、脱炭素の計画策定から具体策の実行までをトータルサポートする「ゼロカーボンパッケージ」において、太陽光オンサイトサービス^{※1}やコーポレートPPA、お客さまが所有する分散型エネルギーリソースの最適制御等を行うエネルギーマネジメントシステムであるSenaSonなど、より一層サービス内容の充実を図りました。

加えて、昨年4月にE-Flow合同会社^{※2}を設立し、分散型エネルギーリソースを最適に運用し、需給調整市場等の各種市場取引を推進しております。

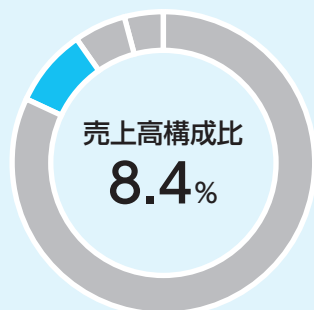
中核会社の株式会社関電エネルギーソリューションにおいては、ユーティリティサービス事業について、収益の拡大に向け、大型案件の受注推進に加え、中小規模案件の獲得や首都圏での活動強化など顧客基盤の構築に取り組むとともに、節水・節湯自動管理システム「ぴたっとOU」等の新サービスを推進いたしました。

※1：お客さまの建物の屋根などに、太陽光発電設備を設置、所有したうえで、設置後の運用・メンテナンスまでをワンストップで行うもので、初期投資ゼロで太陽光発電による電気をご使用いただけるサービス。

※2：昨年4月設立。VPP事業、系統用蓄電池事業、再エネアグリゲーション事業の3事業に重点を置き、2030年度までに全国で分散型エネルギーリソースの市場取引量250万kW、売上高300億円を目指しております。

(事業別の状況)

送配電事業



売上高 3,418億円

前年度比 △27.3%

4,699

3,418(億円)

2022

2023 (年度)

経常利益 1,240億円

前年度比 -

1,240(億円)

△451

2022

2023 (年度)



下小鳥線No.47鉄塔

業績

収入面では、託送料金の改定などによる託送収益の増加があったものの、需給調整取引の単価下落により販売電力料が減少したことなどから、売上高は3,418億円と、前年度に比べて1,280億円の減収となりました。支出面では、需給調整市場の単価下落により購入電力料が減少したことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は1,240億円と、前年度に比べて1,692億円の増益となりました。

当年度の取組み

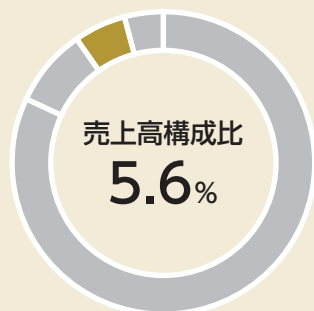
関西電力送配電株式会社では、高経年化設備の計画的更新やネットワークの次世代化を着実に推進し、電力の安全・安定供給に取り組んでまいりました。令和6年能登半島地震に際しては、現地に約730名（協会会社を含む）の作業員を応援派遣し、被災地の電力復旧に貢献いたしました。

託送事業においては、2023年度に導入された新たな託送料金制度のもと、効率化等におけるトップランナーとなるべく、さらなるコスト構造改革とカイゼンを通じた生産性向上にも取り組んでまいりました。また、需給収支における課題に対しては、調整力調達費用の低減に向けた取組みを推進してまいりました。

託送事業以外では、「バングラデシュ国低炭素社会実現のためのダッカ配電マスタープラン策定プロジェクト」の業務を受託するなど、着実に事業領域を拡大いたしました。

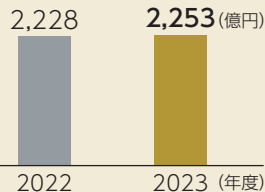
(事業別の状況)

情報通信事業



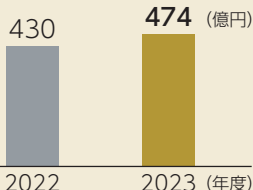
売上高 2,253億円

前年度比 +1.1%



経常利益 474億円

前年度比 +10.4%



業績

収入面では、株式会社オプテージにおいて、株式会社関電セキュリティ・オブ・ソサイエティを吸収合併したことによりホームセキュリティサービスの収益が増加したことや、FTTHサービスの収益が増加したことなどから、売上高は2,253億円と、前年度に比べて25億円の増収となりました。支出面では、株式会社関電システムズにおいて、システム開発案件が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は474億円と、前年度に比べて44億円の増益となりました。

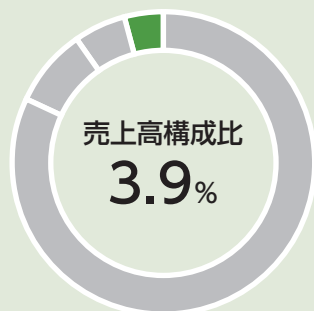
当年度の取組み

中核会社の株式会社オプテージにおいては、FTTHサービス「e o光」について、超高速（10ギガ／5ギガ）コースを関西173市町村で利用可能とするなど、販促活動の推進により関西のFTTH（戸建向け・5ギガコース以上）において約6割のシェアを確保しております。

また、モバイル事業「mineo」は10周年を控え、約130万回線をご利用いただいております。法人向け事業については、大阪市内に都市型データセンター「曽根崎データセンター」の建設を進め、2026年1月に運用開始を予定しております。

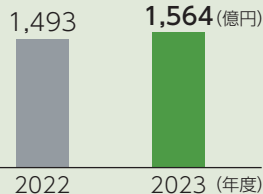
(事業別の状況)

生活・ ビジネスソリューション事業



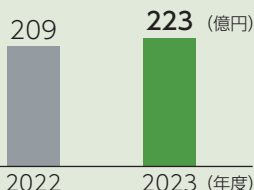
売上高 1,564億円

前年度比 +4.7%



経常利益 223億円

前年度比 +7.1%



シエリアタワー中之島 (完成予想図)

業績

収入面では、関電不動産開発株式会社の住宅分譲事業において、引渡戸数が増加したことや、賃貸事業において、ホテルの稼働率が向上したことなどから、売上高は1,564億円と、前年度と比べて70億円の増収となりました。支出面では、関電不動産開発株式会社の住宅分譲事業において、売上原価や委託費が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は223億円と、前年度に比べて14億円の増益となりました。

当年度の取組み

安心・快適・便利な生活やビジネスを実現する様々な事業を展開しております。特に、中核会社の関電不動産開発株式会社においては、超高層タワーマンション「シエリアタワー中之島」や、首都圏のオフィス建替えプロジェクト「関電不動産渋谷ビル」の開発を推進いたしました。

また、海外においても住宅開発・賃貸事業を展開しており、米国・豪州にて6件の事業に参画いたしました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2021年3月、5カ年の実行計画として「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」を策定しました。

この3年間、当社グループは、計画に掲げた取組みの3本柱である、「ゼロカーボンへの挑戦（E X）」、「サービス・プロバイダーへの転換（V X）」、「強靱な企業体質への改革（B X）」の実行に努めるとともに、前半3カ年の財務目標をいずれも達成するなど、着実に取組みを進めてまいりました。


昨今、国際情勢を受けたエネルギー市場の不安定化に加え、脱炭素化の潮流やデジタル技術の一層の進展等により、当社を取り巻く事業環境は、時々刻々と変化し続けています。

これらを踏まえ、本年4月、長期的な方向性を見据えながら、さらなる成長への道筋を確かなものとするため、中期経営計画をアップデートしました。これからの後半2年間は、E Xでは、本年4月に改定したゼロカーボンロードマップに基づき、脱炭素化を牽引するとともに、V Xでは、分散型サービスプラットフォームをはじめとするエネルギー事業でのV Xに加え、データセンター事業等、エネルギー領域に捉われない領域へ挑戦し、新たな価値をご提供してまいります。また、経営基盤の強化に向けたB Xの取組みとして、コスト構造改革、D Xの推進等に加え、人財基盤の強化、仕事の進め方の改革等に力を尽くしてまいります。

ゼロカーボンへの挑戦

EX : Energy Transformation





「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」の実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」を本年4月に改定し、「2030年度におけるサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量50%削減」を含むチャレンジングな目標を新たに設定しております。本ロードマップに基づき、取組みをさらに加速させていくことで、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

原子力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全・安定運転の継続 ■ 原子力利用率の向上に向けた運用高度化 ■ リプレースを見据えた事業環境整備 ■ 原子燃料サイクルの推進 	
火力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 火力発電の高効率化、ゼロカーボン化（水素混焼、CCS等） 	
再エネ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水力発電電力量の向上、揚水の最大限活用 ■ 競争力強化による洋上風力の公募獲得 ■ 多様な再エネ電源によるコーポレートPPAの推進 	 <p>提供：秋田洋上風力発電㈱</p>
水素・CCUS	<ul style="list-style-type: none"> ■ 姫路エリア他での水素等サプライチェーン構築 ■ 堺泉北エリア他でのCCSバリューチェーン構築 	
送配電	<ul style="list-style-type: none"> ■ ゼロカーボン化の基盤となる電力ネットワークの次世代化 	

サービス・プロバイダーへの転換

VX: Value Transformation

エネルギー分野のみならず、幅広い事業領域において、徹底してお客さま視点に立ち、ニーズや課題に向き合うことで、新たな価値を提供してまいります。そのため、エネルギーや不動産、情報通信など、グループの強みを生かしながら、以下に向けた取組みを推進いたします。

エネルギー	分散型サービス	<ul style="list-style-type: none">分散型サービスプラットフォーム (E-Flow合同会社) を基盤としたVPP事業・系統用蓄電池事業・再エネアグリゲーション事業	
	ゼロカーボンソリューション	<ul style="list-style-type: none">脱炭素電源 (EX) を組み合わせた、ゼロカーボンソリューション提供等による、全国のお客さまのCO₂排出量削減モビリティ事業におけるEV充電やエネルギーマネジメントシステムを中心としたパッケージサービス	
情報通信 ・ 不動産		<ul style="list-style-type: none">メガクラウド事業者をターゲットとしたハイパースケールデータセンター事業クラウドやインターネットへの接続性に優れたコネクティビティデータセンター事業スマートエコタウンやグリーンデータセンター等、ゼロカーボンソリューションの提供	
新たなサービス		<ul style="list-style-type: none">既存のエネルギー事業領域にとらわれない新たな事業領域への挑戦	

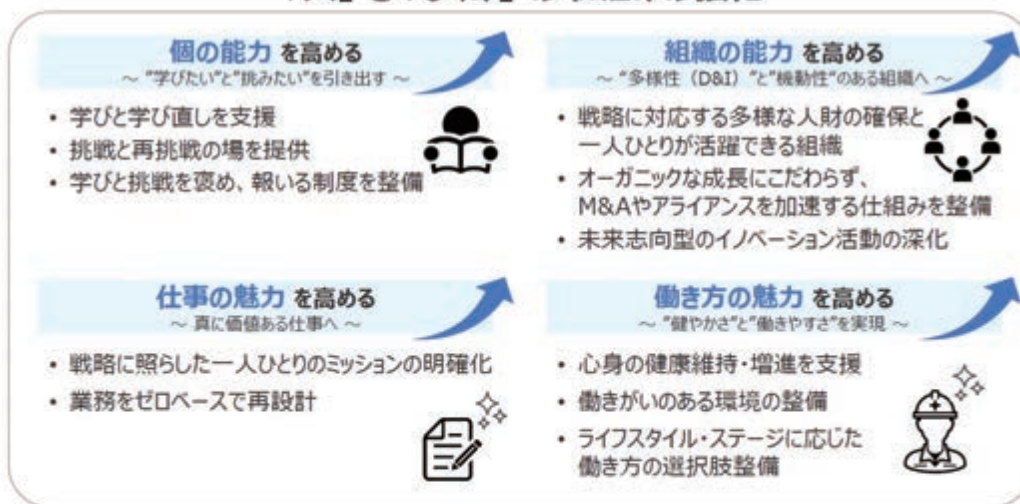
強靱な企業体質への改革

BX : Business Transformation

経営基盤の強化、競争力の向上に向けて、「人」「しくみ」「財務」の視点で取組みを進めていく所存です。

引き続き、DXの推進や、コスト構造改革をはじめとした「財務」面の取組みを押し進めるとともに、「人」と「しくみ」の面でも、「人財基盤の強化」や「仕事の進め方の改革」に力を尽くすことで、強靱な企業体質への改革を成し遂げてまいります。

「人」と「しくみ」の取組みの強化



一人ひとりのウェルビーイング*を実現し、会社に対するエンゲージメントが高まることで、
一人ひとりと会社が、そして社会が、ともに豊かになる

※身体的・精神的・社会的に満たされた状態

当社グループは、総力を結集して、これら3本柱の取組みを力強く推進し、次なる飛躍に挑んでいく決意です。そして、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう、企業価値の向上に全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

業務改善計画の進捗状況について

1. 行為規制遵守への対策

- 託送情報システムの物理的分割は、2023年度末に要件定義を完了する等、2027年度のシステム運用開始等に向け、計画どおり進捗しております。
- 情報システム開発・運用プロセスにおける対策として、コンプライアンスリスクをシステム設計、テストへ反映する仕組み、ユーザーからの不具合申告を促進する仕組みを昨年6月に導入いたしました。
- 営業部門（ソリューション本部）において、以下の各取組みを行っております。結果を今後の取組みに反映し、内容を充実、更新してまいります。
 - ・ 業務運用および情報システムの総点検として、コンプライアンスの観点から数千件の社内規程やマニュアルの見直しを実施いたしました。
 - ・ コンプライアンス意識の定着と行動の喚起を目的とした研修について、計画どおり実施しております。
 - ・ 従業員の声を拾い上げるための対話活動の強化として、役員とミドルマネジメント層、ミドルマネジメント層と所属員間の双方向コミュニケーションを実施しております。
 - ・ 業務の適切性を確保するためのチェック体制の強化として、各部門において、社内標準の運用状況に係る業務チェックシートを作成し、ルールの順守、浸透状況、改善要望の把握などを実施しております。
 - ・ 委託先向けの業務マニュアルおよび手順書を確認するとともに、研修およびコミュニケーションを実施しております。

2. 独占禁止法遵守への対策

- 独占禁止法遵守のための仕組みとして2022年6月に社内規程を制定し、競合他社との接触に係るルール等を整備のうえ、同規程の運用状況等に関するモニタリングを実施しております。
- 独占禁止法の理解促進およびコンプライアンス意識の再徹底のための教育・研修の充実として、対象層に応じた内容、方法により、正確な知識付与、意識啓発を実施しております。
- 支援体制の強化として、継続的に、法律相談および内部通報制度の活用を奨励するとともに、昨年8月から法務部門による重要会議モニタリングとして、対象会議の傍聴や資料・議事録確認を実施しております。
- 監視機能の強化として、2022年度下期以降、全部門を対象に順次内部監査を実施しております。また、コンプライアンス委員会が委嘱する外部弁護士による監査を実施しております。

3. 通底する課題への対応

(1) 内部統制の強化

昨年7月、コンプライアンス推進本部およびチーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置いたしました。「内部統制部会」を計13回開催（本年4月末時点）し、3線管理体制の整備・強化、リスク管理の見直し、グループ会社の内部統制強化に取り組んでおります。コンプライアンス研修の実施、社内リニエンシー導入による内部通報制度の充実・強化等を行っております。

経営監査室の体制充実・強化等を行うとともに、外部コンサルによる助言・指導や国際基準に基づく外部評価を実施し、監査品質の向上を行っております。

(2) 組織風土の改革

社長を議長とする「組織風土改革会議」を計19回開催（本年4月末時点）し、全役員・全従業員が、職位や所属の垣根を越えて自身の思いや気付きを率直に語り合えるような組織風土を創り上げるため、具体的には、事業部門およびコーポレート部門から集められた「組織風土改革キーパーソン」による部門横断的な検討体制により、組織風土に影響を与える「重要課題」を抽出のうえ、解消に向けた施策の整理等を行いました。今後、「制度」と「意識」の両面から詳細検討を行い、実践につなげてまいります。

また、組織風土改革会議の議論の様子を適宜、社内サイトにて発信する等、改革の「自分事化」を図っております。

(3) 外部人材を活用した取組みの実施状況及び実効性の検証

いずれも社外人材が過半数を占め、議長または委員長を務める監督側機関により、業務改善計画の取組みについて、客観的な視点で検証できる体制を構築しております。

<取締役会>

特別監督として、取締役会開催に併せて、個別の再発防止策の進捗状況はもとより、上記

(1) (2) の取組状況についても報告を求め、フォローアップするとともに、追加的な対策や改善措置の策定、実施について助言・指導を行っております。

<監査委員会>

特別監査として、法令等の遵守状況に加え、一連の改革の取組状況について、定期的かつ必要に応じて報告を求めることとし、その実効性、浸透、定着度合いについて、常勤監査委員が組織風土改革会議、内部統制部会をはじめとする関連会議等に出席し、適宜、意見表明や監査での気付きをフィードバックするとともに、監査委員会にその内容を報告するなどしております。

また、役員が関与する不正（マネジメントオーバーライド）に対する内部統制上の予防、早期対処の仕組みが必要との観点から、本年1月の取締役会にて、監査委員会の内部監査部門等に対する指示権限を明文化する旨を決議いたしました。

<コンプライアンス委員会>

業務改善計画に掲げる再発防止策の実施状況について、本年3月のコンプライアンス委員会に報告し、実効性を高めるための助言・指導を受けております。

(3) 設備投資の状況

設備投資額	
エネルギー事業	2,042億円
送配電事業	1,468億円
情報通信事業	411億円
生活・ビジネスソリューション事業	663億円
内部取引消去	△ 50億円
設備投資総額	4,535億円

(4) 資金調達の状況

a. 社債

発行額	償還額
1,274億円	1,900億円

b. 借入金

借入額	返済額
3,831億円	5,925億円

c. コマーシャル・ペーパー

発行額	償還額
900億円	2,520億円

(5) 重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
関西電力送配電株式会社	400.0億円	100.0%	一般送配電事業等
株式会社オプテージ	330.0	100.0	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保守サービス、電気事業
関電不動産開発株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理および運営管理、駐車場運営管理
Next Power 株式会社	1.0	100.0	マンション高圧一括受電サービス事業
株式会社関電システムズ	0.9	100.0	情報システム・電気通信に関するコンサルティング、システム開発・運用・保守、ソフトウェア・機器類等のサービス提供および情報設備・電気通信設備の設計・保守
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社	0.1	100.0	燃料の売買および輸送
KANSAI ELECTRIC POWER AUSTRALIA PTY LTD	3.9 (億米ドル)	100.0	オーストラリアにおけるプルースト LNG プロジェクトの開発・操業・管理

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
* 日本原燃株式会社	4,000.0億円	17.3%	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業
* 株式会社きんでん	264.1	36.3	電気・情報通信・環境関連工事
* 株式会社エネゲート	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
* SAN ROQUE POWER CORP.	0.11 (億比ペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

- (注) 1. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。
2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場^{※1}での取引において、2022年12月26日、2023年9月20日および21日受渡し分で、合計約51.7GWhの過剰な買い入札を行っており、また、2023年9月21日受渡し分の取引においては、約1.1GWhの余剰電力の市場供出^{※2}を行っておりませんでした。

過剰な買い入札の原因は入札時に使用する当社システムの不備によるものであり、余剰電力の供出未達の原因は入札条件の認識誤りによるものです。

本件につきましては、2023年12月26日に電力・ガス取引監視等委員会から、業務改善勧告を受領しており、二度とこのようなことのないよう、再発防止を徹底してまいります。

※1：毎日10時に翌日受渡しする電力の取引を行う市場

※2：各コマにおける自社供給力から自社想定需要・予備力等を差し引いた入札可能量を指し、スポット市場において売り入札する事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為とされている。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 27万1,470名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	110,591千株	12.38%
大 阪 市	68,287	7.65
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	40,423	4.53
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	27,462	3.07
神 戸 市	27,351	3.06
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	19,563	2.19
関 西 電 力 持 株 会	18,803	2.11
大 阪 市 高 速 電 気 軌 道 株 式 会 社	15,461	1.73
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	13,837	1.55
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	12,378	1.39

(注) 出資比率は、自己株式（45,625,718株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社役員に交付した株式の区別合計は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
執 行 役	28,292株	2名

- (注) 1. 執行役の対象には、取締役を兼務する執行役を含めております。
 2. 当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積額に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長 (社 外)	榊 原 定 征	指名委員会委員長 報酬委員会委員	一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長 (株)シマノ 社外取締役 (株)産業革新投資機構 社外取締役 取締役会議長 一般社団法人日本野球機構 会長
取 締 役 (社 外)	沖 原 隆 宗	指名委員会委員 監査委員会委員	(株)三菱UFJ銀行 特別顧問 日本ヒルトン(株) 代表取締役社長 (株)オービックビジネスコンサルタント 社外取締役 一般社団法人日本ABC協会 会長
取 締 役 (社 外)	加 賀 有 津 子	報酬委員会委員	大阪大学大学院工学研究科 教授
取 締 役 (社 外)	友 野 宏	監査委員会委員長	住友化学(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取 締 役 (社 外)	高 松 和 子	指名委員会委員 報酬委員会委員長	
取 締 役 (社 外)	内 藤 文 雄	監査委員会委員	神戸大学 名誉教授 甲南大学経営学部 教授 江崎グリコ(株) 社外監査役
取 締 役 (社 外)	真 鍋 精 志	指名委員会委員 報酬委員会委員	西日本旅客鉄道(株) 相談役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役 (社 外)	田 中 素 子	監査委員会委員	片山・平泉法律事務所 客員弁護士 (株)京都フィナンシャルグループ 社外取締役 [監査等委員]

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 (代表執行役社長)	森 望		日本原子力発電(株) 取締役
取締役 (代表執行役副社長)	稲 田 浩 二		東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取締役 (代表執行役副社長)	荒 木 誠		日立造船(株) 社外監査役
取 締 役	島 本 恭 次	監査委員会委員 (常勤)	関西電力送配電(株) 監査役
取 締 役	西 澤 伸 浩	監査委員会委員 (常勤)	

- (注) 1. 当社は、社外取締役全員を、(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 友野宏氏が社外取締役に就任している日本原燃(株)は、当社の特定関係事業者であります。その他、社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。
3. 監査委員会委員内藤文雄氏は、学識経験者として、また、監査委員会委員西澤伸浩氏は、当社執行役員経理室長および経理部門担当役員経験者として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、常勤の監査委員会委員として、島本恭次氏および西澤伸浩氏を選定し、内部監査部門や会計監査人等との連携、社内の重要な会議等への出席等を行うことで、適時的確な情報把握等を行っております。また、これらの情報を他の監査委員会委員と共有したうえで議論・決定できる体制を構築することにより、監査委員会の監査・監督機能の強化を図っております。

(2) 執行役の氏名等

地 位	氏 名	委嘱業務	重要な兼職の状況
代表執行役社長	森 望		日本原子力発電(株) 取締役
代表執行役副社長	稲 田 浩 二	エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当	東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
代表執行役副社長	松 村 幹 雄	ソリューション本部長、国際事業本部長	
代表執行役副社長	水 田 仁	原子力事業本部長	
代表執行役副社長	荒 木 誠	コーポレート業務全般、組織風土改革室担当、 IT戦略室担当、経営監査室担当	日立造船(株) 社外監査役
執行役常務	内 藤 直 樹	エネルギー事業（東京）担当	
執行役常務	多 田 隆 司	再生可能エネルギー事業本部長、 土木建築室担当	
執行役常務	高 西 一 光	エネルギー需給本部長、火力事業本部長、 イノベーション推進本部長、 水素事業戦略室担当	
執行役常務	宮 本 信 之	人財・安全推進室担当、総務室担当、 取締役会室長	社会福祉法人かんでん福祉 事業団 理事長
執行役常務	安 藤 康 志	原子力事業本部長代理（原子力企画）	
執行役常務	榎 山 実 果	ソリューション本部長代理、 ガス事業本部長	
執行役常務	小 川 博 志	エネルギー・環境企画室担当、 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、 立地室担当	
執行役常務	池 田 雅 章	CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィ サー）、コンプライアンス推進本部長、 広報室担当	
執行役常務	田 中 徹	経営企画室担当、調達本部長、経理室担当	
執行役常務	高 畠 勇 人	原子力事業本部長代理（原子力安全・技術、 原子力発電、原子燃料）、 原子燃料サイクル室担当（原燃契約）	

(3) 取締役および執行役の報酬等の額

役員区分		報酬等の 総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる 役員の員数 【名】
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (注1)	
取締役	取締役 (社外取締役を除く)	68	68	—	—	3 (注2)
	社外取締役	132	132	—	—	10 (注2)
執行役		554	384	99	69	17 (注3)

- (注) 1. 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
 2. 「取締役」の対象となる役員の員数には、昨年6月28日開催の第99回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名も含めております。
 3. 「執行役」の対象となる役員の員数には、取締役を兼務する執行役の人数を含めております。また、昨年6月28日をもって退任した執行役2名も含めております。
 4. 当事業年度の期末時点における取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、次のとおりであります。

氏名	地位 (期末時点)	報酬等の総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (注)
森 望	取締役 代表執行役社長	38	30	2	5
稲田浩二	取締役 代表執行役副社長	42	29	7	5
荒木 誠	取締役 代表執行役副社長	44	31	7	5
島本恭次	取締役	35	35	—	—
西澤伸浩	取締役	38	32	4	1

(注) 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(4) 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等

a. 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針

(報酬制度の方針および概要)

取締役および執行役の報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定しております。業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみの構成としております。業務執行を担う執行役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、目安として「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝6：3：1」となるよう、設定しております。

(報酬決定プロセス)

社外取締役のみで構成している報酬委員会において、「取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針」を定め、この方針に則り、取締役および執行役の個人別の報酬を決議しております。

また、報酬水準など、報酬に関する諸課題の検討に当たっては、外部機関のデータや他社状況などを活用しております。

b. 報酬体系（基本報酬、業績連動報酬、株式報酬）

(基本報酬)

当社の基本報酬は、各取締役および執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案して、役位に応じた基準額を支給しております。

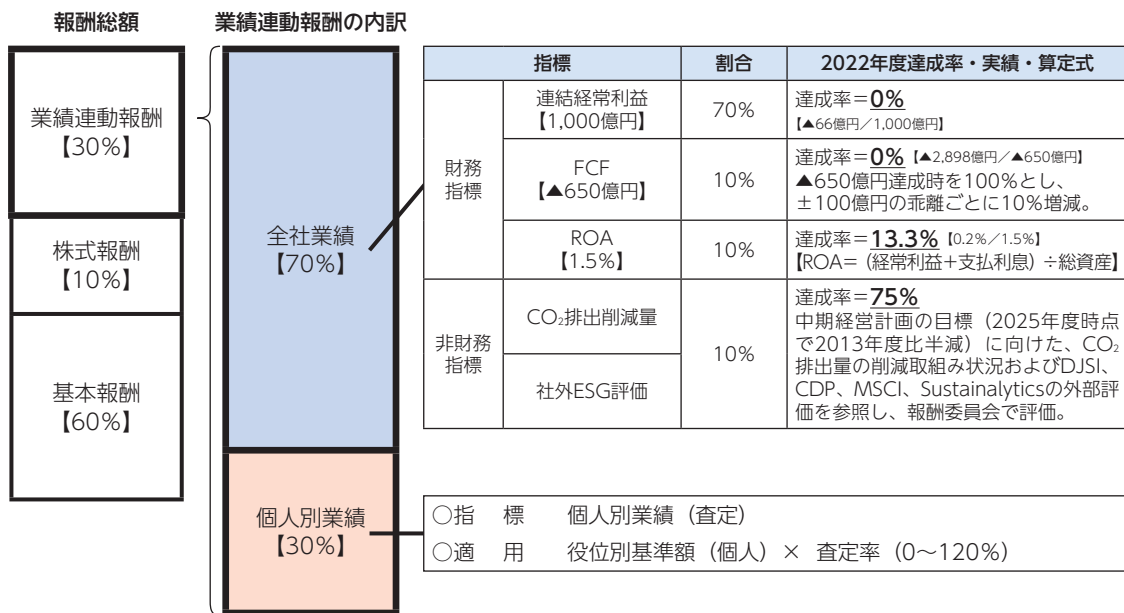
(業績連動報酬)

当社の業績連動報酬は、中期経営計画の財務目標に沿った各指標およびE S Gの取組実績を踏まえた全社業績と、各担当部門の取組実績を踏まえた個人別業績から構成しており、その支給額については、役位ごとの基準額に、目標に対する達成度合に応じて算定し、支給しております。

(株式報酬)

当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

【業績連動報酬の具体的な算定方法（2023年7月～2024年6月における役員報酬）】



- (注) 1. 業績連動報酬の役位別基準額（年額）
- | | |
|-----------|---------|
| 取締役執行役社長 | 2,280万円 |
| 取締役執行役副社長 | 1,740万円 |
| 執行役副社長 | 1,610万円 |
| 執行役常務 | 1,170万円 |

2. 全社業績は、業績の達成度に応じて0～150%の範囲で変動する。

3. 個人別業績は、個人別の成果などに応じて0～120%の範囲で変動する。

なお、執行役社長は個人別業績を適用せず、全社業績の割合を100%とする。

(5) 取締役会および各委員会の活動状況

a. 取締役会の活動状況

- ・ 当社の取締役会は独立社外取締役が議長を務め、また、取締役13名のうち8名を独立社外取締役で構成しています。
- ・ 取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案や各委員会の構成、執行役人事、役員人事措置、中期経営計画の達成に向けた具体的な取組事項等、当社グループの経営に関わる重要事項等について決議しております。また、四半期ごとの決算を含む中期経営計画の進捗状況、内部統制に関する運用状況および資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等について報告を受け、審議を行っております。
- ・ 加えて、当事業年度は、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等および特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反を受け策定した業務改善計画のもと、各種再発防止策の進捗状況、組織風土改革および内部統制の抜本的強化の取組状況について、取締役会による特別監督として、取締役会の開催に合わせ、徹底的に審議を行っております。
- ・ 上記の決議および審議を行うに当たって、取締役会議論の充実およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、当事業年度は、取締役による意見交換会を7回、取締役および執行役による役員合同研修会を1回開催し、当社グループのありたい姿の実現に向けた事業ポートフォリオやゼロカーボンロードマップの見直し等、当社の経営課題や将来的な成長戦略の方向性について幅広く議論しております。これらの意見交換会や研修会等を通じて得られた意見は、以降の取締役会での議論等を通じて経営に反映しております。
- ・ 独立社外取締役は、取締役会議題等に係る事前説明の聴取、原子力発電所をはじめとする第一線職場の視察、従業員との対話等、年間を通じて、積極的に当社の状況把握に努めております。

b. 各委員会の活動状況

(a) 指名委員会

- ・ 指名委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役の選任方針の決定を行うほか、執行役社長の後継者計画の内容および育成プロセスや顧問の委嘱等について、審議を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓ 執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成
 - ✓ 本株主総会に提案する取締役人事
 - ✓ 社外取締役の後継者計画
 - ✓ 取締役指名方針等の見直し（取締役会が備えるべきスキル項目を含む）

(b)報酬委員会

- ・報酬委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に関する方針の決定、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定を行うほか、顧問の報酬等について、審議を行います。
- ・当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬のあり方
 - ✓業績連動報酬の仕組みや財務、非財務目標の設定

(c)監査委員会

- ・監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員6名のうち4名が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、取締役会で決定した当社グループの経営に関わる重要事項等を踏まえた監査計画を策定し、当社グループの事業活動が適法・適正に行われているか、また、リスクの防止と企業価値の向上に向けて適切・妥当な意思決定や業務執行が行われているか、との観点から監査を行うとともに、監査委員会委員間での審議、取締役会や執行側への報告、意見表明等を行います。
- ・当事業年度、重点的に行った監査等の事項には、以下を含みます。
 - ✓コンプライアンスの徹底に係る取組みの監視、検証
 - ✓重要な経営課題に関する業務執行の監視、検証
 - ✓グループガバナンス改革の監視、検証
 - ✓金品受取り問題および役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題について、当社が提起した旧役員を被告とする損害賠償請求訴訟の対応

(6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果

当社は、取締役会や指名・報酬・監査委員会の機能向上のため、毎年、取締役会等の実効性評価を実施し、取締役会運営をはじめとするコーポレート・ガバナンスの改善を図っております。

a. 当事業年度の実効性評価の概要

評価・分析方法	評価項目
<ul style="list-style-type: none">・本年1月、全取締役を対象とするアンケート（5段階評価＋自由記述）により、取締役会等の実効性に関する調査を実施。・調査に当たっては、評価の透明性・客観性向上のため、第三者機関を活用。・第三者機関による調査結果の分析を踏まえ、取締役会等の実効性について、本年4月30日開催の取締役会にて審議・評価。	<ol style="list-style-type: none">1. 取締役会の役割・機能2. 業務改善計画の取組状況3. 取締役会の構成・規模4. 取締役会の運営5. 指名・報酬・監査委員会の運営6. 社外取締役の役割・サポート体制7. 株主・投資家等との関係8. 2022年度の主な課題に対する改善状況

当事業年度の調査結果の総評

2022年度の評価結果に引き続き、取締役会の役割である「経営戦略等の中長期的な重要テーマに関する議論が充実している」こと、および活発な議論を支える「事前の十分な情報提供、議長による議事運営」等が強みとして挙げられる分析結果を確認しております。

また、2022年度の主な課題点に対する改善状況について、約85%の取締役から「概ね改善している」との結果を得る等、一般的に改善傾向にあり、取締役会等の実効性が着実に向上していることを確認しております。

当社は、2023年度の評価結果を踏まえ、今後「グループガバナンスに対する監督」「取締役会の運営の改善」に重点的に取り組み、取締役会等の実効性向上に努めてまいります。

b. 当事業年度の実効性向上の主な取組みと評価結果

2022年度の主な課題	当事業年度の主な取組み	評価結果
①組織風土改革・コンプライアンス強化に向けたさらなる取組み	<ul style="list-style-type: none"> 組織風土改革・内部統制強化等、業務改善計画に掲げる各再発防止策について、取締役会の特別監督事項とし、毎月、その進捗状況について徹底的に審議。 社外取締役と第一線職場等の従業員との対話（2023年度計6回）を通じた、各種再発防止の取組みの浸透状況、課題の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織風土改革・コンプライアンス強化に対する監督機能を実効性高く発揮し、特に重点的に、当社および関西電力送配電(株)の取組みを強力に推進した。 今後は、さらに対象を拡大した、グループ会社の内部統制強化等が重点課題である。
②取締役会による指名・報酬委員会への監督のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の監督に必要な報告内容を整理、各取締役と認識共有。 その認識のもと、各委員会の職務執行状況について、適時適切かつ充実した内容で取締役会に報告。 	
③株主・投資家等への情報開示・説明	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会やIR結果等を踏まえ、株主・投資家等とのエンゲージメントのあり方について議論を充実。 資本コストや株価の分析を実施し、財務の健全性確保を前提とした資産効率向上等の方針について複数回議論。 	
④取締役会の構成のさらなる向上	<ul style="list-style-type: none"> 将来の経営環境を見据えた、あるべき取締役会構成に関する指名委員会の継続議論。 (スキル・マトリックスの見直し含む) 	
		<ul style="list-style-type: none"> 総じて、評点向上、肯定コメントが多く、改善傾向。 2023年度の取組みを今後も継続し、取締役会等の実効性をさらに向上すべき。

c. 今後の主な課題と取組方針

今後の主な課題	取組方針
(審議テーマ) グループガバナンスに対する監督	内部統制の抜本的強化の一環として、グループ会社に対するガバナンス強化の取組みについても、今後の取締役会の重点テーマとし、定期的に審議を行う。
(審議充実のサポート) 取締役会運営の改善	<p>グループガバナンスに加え、中長期的な経営戦略といった重要議題の審議を質・量ともに、より一層充実させるため、下記に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役会が監督すべき事項について、取締役間で認識共有する機会を設け、適宜、再整理。 より実効的な審議を行うため、執行側が各議題の論点を明確、簡潔に提示するよう努める。

(7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

a. 取締役会等の活動状況

氏名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
榊原定征	◎100% (15/15回)	◎100% (10/10回)	100% (6/6回)	
沖原隆宗	100% (15/15回)	100% (10/10回)		100% (14/14回)
加賀有津子	87% (13/15回)		100% (6/6回)	
友野宏	93% (14/15回)			◎93% (13/14回)
高松和子	100% (15/15回)	100% (10/10回)	◎100% (6/6回)	
内藤文雄	100% (15/15回)			100% (14/14回)
真鍋精志	100% (11/11回)	100% (8/ 8回)	100% (3/3回)	
田中素子	100% (11/11回)			100% (11/11回)

(注) 1. 小数点以下第1位を四捨五入、出席回数／在任中の開催回数

2. ◎は議長または委員長

b. 社外取締役の主な活動状況

氏名	主な活動状況
榊原定征	<p>グローバルに事業展開する東レ(株)の要職に加え、一般社団法人日本経済団体連合会会長として得た豊富な経営経験と、ガバナンスやエネルギー政策等に関する高い識見を生かし、取締役会議長として、議題の選定や議論時間を十分に確保する議事運営を主導するとともに、組織風土改革や内部統制の抜本的強化等に係る特別監督の果たすべき役割や、現下の世界情勢等を踏まえたエネルギー安全保障の確保と脱炭素化の推進、中期経営計画の見直しの方向性に関して積極的に意見提起するなど、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、指名委員会委員長および報酬委員会委員を務め、指名委員会委員長としては、独立社外取締役の後継者選定や取締役指名方針等の見直しなどに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、取締役による意見交換会や役員合同研修会のリード役を務め、取締役間の活発な意見交換・情報共有に尽力しているほか、取締役会長として、従業員や機関投資家等、社内外の様々なステークホルダーと積極的に対話し、建設的な意見交換を重ねるなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

氏名	主な活動状況
沖原 隆宗	<p>グローバルに金融サービスに係る事業を展開する(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの要職を歴任し、経営者としての豊富な経験に基づき、ITガバナンスの強化と適切なモニタリング体制の構築、海外事業展開におけるプロジェクト推進体制、中期経営計画の見直しの方向性に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、指名委員会委員および監査委員会委員を務め、指名委員会委員としては、独立社外取締役の後継者選定や取締役指名方針等の見直し（取締役会が備えるべきスキル項目）などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。また、監査委員会委員として、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
加賀有津子	<p>民間企業における経験に加えて、大阪大学大学院教授としてまちづくりや都市計画などの分野で研究・教育に携わってきた豊富な経験に基づき、グループ会社も含む役員、従業員への効果的な研修や育成施策、女性活躍施策の拡大、効果的な情報発信に関して積極的に意見提起するなど、学識経験者として幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、報酬委員会委員を務め、規律ある業績連動報酬のあり方などについて有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
友野 宏	<p>グローバルに事業を展開する日本製鉄(株)の要職を歴任し、経営者としての豊富な経験に基づき、従業員主導の組織風土改革のあり方や、脱炭素化推進に向けた事業戦略の構築、システム開発におけるプロジェクトマネジメントに関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会委員長としては、監査委員会の監査報告書の作成や監査計画の策定などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。さらに、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

氏名	主な活動状況
高松和子	<p>公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、グローバルに事業を展開するソニー(株) (現・ソニーグループ(株)) の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、ダイバーシティに関する高い識見に加え、経営者としての豊富な経験に基づき、顧客をはじめとしたステークホルダー視点での情報開示のあり方や、組織風土改革に資する人材の育成・評価施策に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、報酬委員会委員長および指名委員会委員を務め、報酬委員会委員長としては、2024年度役員報酬の方向性や業績連動報酬のあり方などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場の視察や従業員、機関投資家等、社内外の様々なステークホルダーとの積極的な対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
内藤文雄	<p>財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者としての専門的知見を生かし、内部統制システムの構築・運用・改善状況や、各事業の推進に係るリスク判断のあり方、財務健全性の維持・向上に関して積極的に意見提起するなど、財務会計をはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うほか、内部統制システムの構築・運用やリスク管理に関して担当部署等と積極的に意見交換を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
真鍋精志	<p>鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開する西日本旅客鉄道(株)において要職を歴任し、社会インフラを担う企業の経営者としての豊富な経験に基づき、従業員や地域社会など多様なステークホルダー目線に立った事業運営やリスクマネジメントのあり方など、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、指名委員会委員および報酬委員会委員を務め、指名委員会委員としては、独立社外取締役の後継者選定や取締役指名方針等の見直し(取締役会が備えるべきスキル項目)などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。報酬委員会委員としては、規律ある業績連動報酬のあり方などについて有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

氏名	主な活動状況
田中素子	<p>神戸地方検察庁検事正その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活躍しており、法曹としての豊富な経験、さらに、他の会社における社外役員としての経営監督の経験を生かし、コンプライアンス徹底に向けた役員・従業員の意識改革やグループガバナンスの強化、組織風土改革に向けた各種施策の迅速な展開など、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

(注) 当社の社外取締役である榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志および田中素子の各氏は、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、取締役会および所属する委員会等において、日頃からコンプライアンスの徹底やガバナンス強化の視点に立った提言を行っております。さらに、組織風土改革や内部統制強化など一連の改革の達成状況について、取締役会の特別監督として、外部の客観的な視点から、徹底的に議論・検証し、各種施策のさらなる実効性向上に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。

①新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について

2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明しました。昨年5月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めてまいりました。

②特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について

当社は、昨年3月30日、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定されました。昨年8月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めてまいりました。

※①②に対する当社の対応状況については、49頁および50頁に記載の「(ご参考) 業務改善計画の進捗状況について」をご参照ください。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	7,592,242	固 定 負 債	5,069,701
電 気 事 業 固 定 資 産	3,847,879	社 債	1,493,500
水 力 発 電 設 備	302,437	長 期 借 入 金	2,392,577
汽 力 発 電 設 備	261,905	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,973
原 子 力 発 電 設 備	1,140,381	退 職 給 付 に 係 る 負 債	358,279
送 電 設 備	779,221	資 産 除 去 債 務	549,782
変 電 設 備	427,858	繰 延 税 金 負 債	14,224
配 電 設 備	818,790	そ の 他 の 固 定 負 債	259,362
業 務 設 備	115,477	流 動 負 債	1,606,535
そ の 他 の 電 気 事 業 固 定 資 産	1,807	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	541,598
そ の 他 の 固 定 資 産	962,955	短 期 借 入 金	156,981
固 定 資 産 仮 勘 定	502,873	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	160,645
建 設 仮 勘 定 及 び 除 却 仮 勘 定	254,851	未 払 税 金	216,931
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	37,137	そ の 他 の 流 動 負 債	530,378
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	210,885	引 当 金	23,433
核 燃 料	488,716	渴 水 準 備 引 当 金	23,433
装 荷 核 燃 料	82,547	負 債 合 計	6,699,669
加 工 中 等 核 燃 料	406,168	株 主 資 本	2,014,641
投 資 そ の 他 の 資 産	1,789,817	資 本 本 金	489,320
長 期 投 資	660,581	資 本 剰 余 金	67,002
関 係 会 社 長 期 投 資	710,501	利 益 剰 余 金 式	1,556,102
繰 延 税 金 資 産	294,780	自 己 株 式	△ 97,783
そ の 他 の 投 資 等	149,964	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	258,515
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 26,008	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	130,191
流 動 資 産	1,440,674	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	50,298
現 金 及 び 預 金	495,938	為 替 換 算 調 整 勘 定	76,550
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	387,631	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,475
棚 卸 資 産	255,671	非 支 配 株 主 持 分	60,091
そ の 他 の 流 動 資 産	304,576	純 資 産 合 計	2,333,248
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 3,143		
合 計	9,032,917	合 計	9,032,917

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	3,330,442	営業収益	4,059,378
電気事業営業費用	2,541,644	電気事業営業収益	3,121,067
その他事業営業費用	788,797	その他事業営業収益	938,310
営業利益	(728,935)		
営業外費用	59,940	営業外収益	96,975
支払利息	29,059	受取配当金	27,878
その他の営業外費用	30,880	受取利息	6,053
		為替差益	18,333
		持分法による投資利益	23,629
		その他の営業外収益	21,079
当期経常費用合計	3,390,383	当期経常収益合計	4,156,353
当期経常利益	765,970		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 1,580		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 1,580		
特別損失	126,495		
発電所建設中止損失	126,495		
税金等調整前当期純利益	641,054		
法人税等	192,614		
法人税等	157,645		
法人税等調整額	34,969		
当期純利益	448,440		
非支配株主に帰属する当期純利益	6,569		
親会社株主に帰属する当期純利益	441,870		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野出唯知
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥野孝富

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からの構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、オンラインによる手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等および有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況ならびに当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、電気事業法違反事案および独占禁止法違反事案に関して、再発防止等の取組みが進められていることを確認しており、今後も取組みの実施状況等を継続的に監視・検証してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2024年5月16日

関西電力株式会社 監査委員会

監査委員長 友野 宏

監査委員 沖原 隆宗

監査委員 内藤 文雄

監査委員 田中 素子

監査委員（常勤） 島本 恭次

監査委員（常勤） 西澤 伸浩

(注) 監査委員長友野宏、監査委員沖原隆宗、同内藤文雄、および同田中素子は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

(× 毛 欄)

(× 毛 欄)

(× 毛 欄)

(× 毛 欄)

